

# 資料 2 (職員説明資料)

# 地公法3条3項の新旧

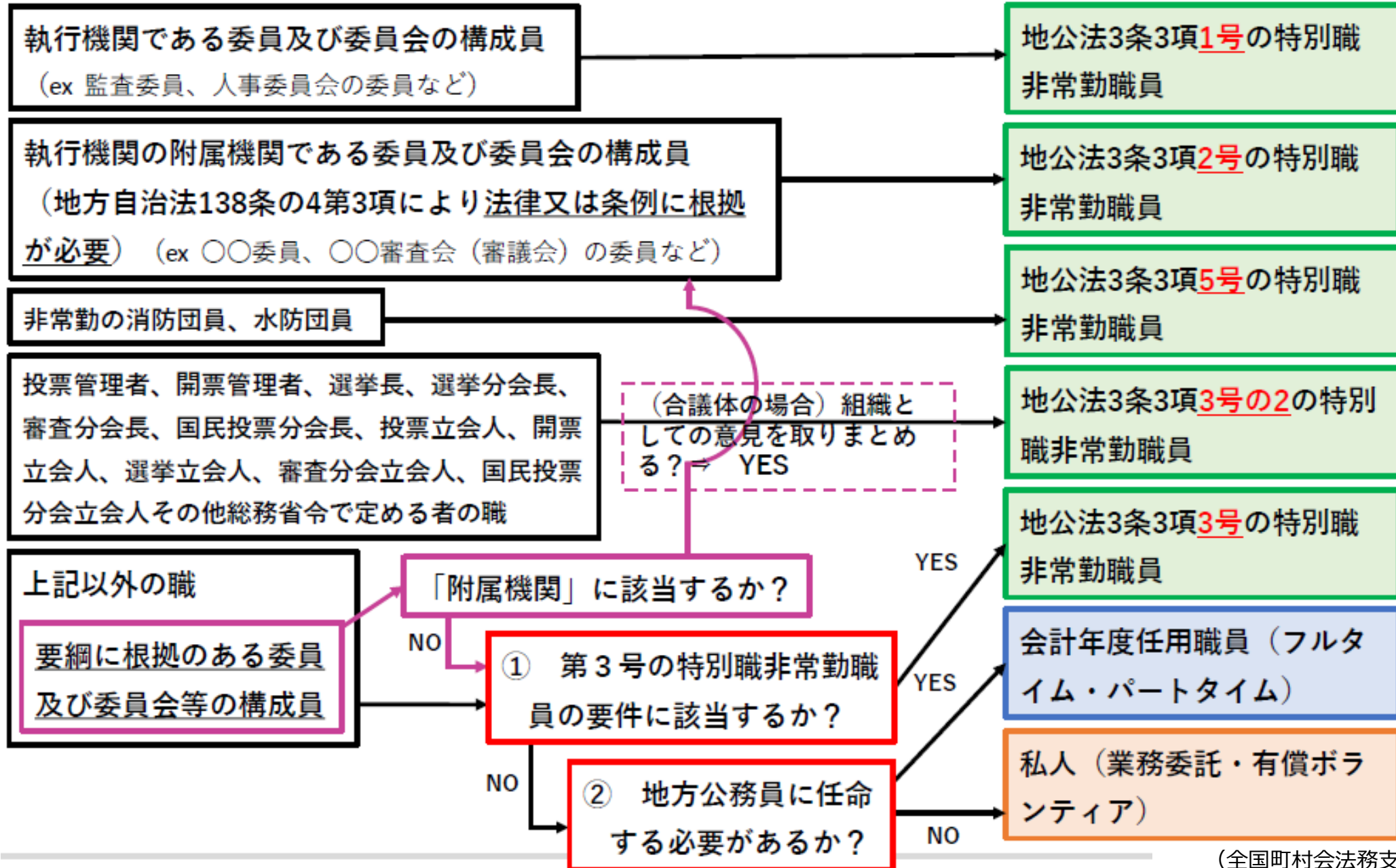
## 【旧】

- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 一之二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- 二之二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- 六 特定地方独立行政法人の役員

## 【新】

- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 一之二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- 二之二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）
- 三之二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- 六 特定地方独立行政法人の役員

# 非常勤職員の分類と整理



# 地公法3条3項2号に該当する委員の例

## 会計年度任用職員マニュアル (P12)

### 〈主な委員の例〉

- ・ 都道府県労働委員会の委員
- ・ 内水面漁場管理委員会の委員
- ・ 海区漁業調整委員会の委員（都道府県知事に選任される者）、専門委員
- ・ 民生委員、児童委員
- ・ 男女共同参画推進委員会の委員
- ・ 農地利用適正化推進委員

### （警察本部関係）

- ・ 少年指導委員
- ・ 猟銃安全指導委員
- ・ 地域交通安全活動推進委員
- ・ 留置施設視察委員会の委員
- ・ 警察署協議会の委員

### （教育委員会関係）

- ・ 社会教育委員
- ・ 図書館協議会の委員
- ・ 博物館協議会の委員
- ・ 公民館運営審議会の委員
- ・ 学校運営協議会の委員
- ・ 教科書の採択地区協議会の委員、選定委員会の委員、採択地区の調査員
- ・ 銃砲刀剣類等所持取締法第14条第3項の登録審査委員
- ・ スポーツ推進委員

# 地公法3条3項3号に該当する委員の例

## 会計年度任用職員マニュアル (P14)

該当する事務	該当する者の職種等
i) 助言	<ul style="list-style-type: none"><li>○顧問</li><li>○参与</li><li>○学校薬剤師 (学校保健安全法第23条)</li><li>○学校評議員 (学校教育法施行規則第49条)</li></ul>
ii) 調査	<ul style="list-style-type: none"><li>○地方自治法第100条の2第1項に規定する議会による議案調査等のための調査を行う者</li><li>○統計調査員 (統計法第14条)</li><li>○国民健康・栄養調査員 (健康増進法第12条)</li><li>○保険審査会専門調査員 (介護保険法第188条)</li><li>○建築物調査員 (建築基準法第12条)</li><li>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第103条第1項に基づき調査を行う者</li><li>○介護保険法第194条第1項に基づき調査を行う者</li><li>○土地改良法第8条に基づき調査を行う者</li><li>○鳥獣被害対策実施隊員 (鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条)</li></ul>
iii) 診断	<ul style="list-style-type: none"><li>○学校医 (学校保健安全法第23条)</li><li>○学校歯科医 (学校保健安全法第23条)</li><li>○産業医 (労働安全衛生法第13条)</li></ul>
iv) 総務省令で定める事務	<ul style="list-style-type: none"><li>○斡旋員 (労働関係調整法第12条第1項)</li></ul>

# 附属機関の設置

## 地公法3条3項

実質存在しない

- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 一の一 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、**地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程**により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- 二の一 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）
- 三の一 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- 六 特定地方独立行政法人の役員

## 地方自治法第138条の4

必ず法律又は条例で設置

- 第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。
- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、**法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。**ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

# 附属機関と私的諮問機関

## 附属機関とは

- ・ 首長から諮問をうけ、委員会として答申する
  - ・ 合議制を採用している
  - ・ 委員会として判断、結論、方向性などを示す
- ※職員のみ内部委員会は該当しない



法律または条例のみ設置可能  
報酬支出

## 私的諮問機関とは

- ・ ただ単に意見交換の場
- ・ ※委員会としての判断をしない
- ・ 担当者の連絡調整の場
- ・ 勉強会、研究会



どの例規区分でも設置可能  
報償費支出 or 無償ボランティア

# 附属機関に関する判例

## 附属機関に係る公金支出差止等請求訴訟事件 (大阪高裁平成27年6月25日判決)

高槻市事業公開評価会  
高槻市営バス営業所売上金不明事案特別調査員  
高槻市特別顧問  
高槻市交通部に関する特別改革検討員  
高槻市行財政改革懇話会  
高槻市指定管理者選定委員会  
高槻市地域情報化推進市民会議  
高槻市入札等監視委員会  
高槻市老人ホーム入所判定委員会  
高槻市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会  
高槻市立障害者福祉センター運営協議会  
健康たかつき21推進会議  
高槻市予防接種運営委員会  
高槻市予防接種健康被害調査委員会  
高槻市地球温暖化対策実行計画協議会  
高槻市採石等公害防止対策協議会  
高槻市障害児就学指導委員会

訴訟対象の17委員会  
すべてが違法と判決



つまり  
17委員会すべてが  
附属機関として認定